

## 「スマイルコンチェルト」サービス利用規約

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この利用規約（以下「本規約」という。）は、本サービスの提供及び利用の条件及び本サービスの提供者であるオムロンソーシアルソリューションズ株式会社（以下「当社」という。）との間の本サービスの提供及び利用に関する権利義務を定めることを目的とします。

(定義)

**第2条** 本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) **本サービス** 本規約に基づき当社が契約者に提供する別紙A所定のクラウド対応型笑顔センシング「スマイルコンチェルト」サービス
- (2) **契約者** 本規約に基づき利用契約を当社と締結し本サービスの提供を受ける者
- (3) **利用契約** 本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) **利用契約等** 利用契約並びに本規約及び追加規定
- (5) **契約者設備** 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) **本サービス用設備** 本サービスを提供するにあたり当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (7) **本サービス用設備等** 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (8) **消費税等** 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (9) **ユーザID** 契約者又はその役員若しくは従業員等の個人とその他の者を識別するために用いられる符号
- (10) **パスワード** ユーザIDと組み合わせて契約者又はその役員若しくは従業員等の個人とその他の者を識別するために用いられる符号
- (11) **認定利用者** 当社が関連会社（契約者と出

資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者

(12) **契約者等** 契約者及び認定利用者  
(本規約の適用)

**第3条** 当社は、本規約に基づき本サービスを提供し、事業者は、事業として又は事業のためにこの本規約に従い本サービスを利用します。本サービスを利用するには、本規約及び当社所定の本サービスのプライバシーポリシーの内容を承諾のうえで本規約に従い利用契約の締結の申込を行っていただく必要があります。

2 当社は、本サービスに関する追加の規定、利用条件等（以下「追加規定」という。）を別途定めることができ、追加規定等は、本規約の一部を構成します。

3 本規約、追加規定及び個別の利用契約の定めの中に内容の相違があるときは、追加規定の定めが本規約に優先し、個別の利用契約の定めが本規約及び追加規定に優先して適用されます。

4 当社が本サービスに関して取扱説明書等において細目を定めたときは、当該取扱説明書等は、本規約の一部を構成し、本規約に定めのない事項について本規約を補完します。当該サービスマニュアル等と本規約との間に内容の相違があるときは、本規約が優先して適用されます。

(本規約の変更)

**第4条** 当社は、法令の制定改廃、本サービスの内容の変更その他の理由により必要と認めるときは、この規約を変更することができます。この場合、変更の内容及び適用開始日を契約者に適切な方法によって事前に周知し又は通知します。適用開始日以降は、変更後の内容が適用されます。

### 第2章 契約の成立及び終了等

(利用契約の成立及び変更等)

**第5条** 利用契約は、本サービスの利用を希望する者が、当社所定の利用申込書の提出により利用契約の締結を申込み、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立します。なお、本サービスの利用を希望す

る者は本規約の内容を承諾のうえで、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用を希望する者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの申込を行った者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

- 2 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書の提出により利用契約の変更を申込み、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立します。
- 3 前二項の申込を行った者は、当社が申込に対し承諾するか否かの審査に必要な資料の提出を求めたときは、これに応じるものとします。なお、当社が申込に対し承諾しなかった理由は申込を行った者に開示されません。
- 4 本サービスの利用を希望する者及び契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用契約又は利用変更契約を締結することができず又は本サービスを利用できません。
  - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
  - (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記又は記入もれがあったとき
  - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
  - (4) 第41条の表明又は確約に反する事実があり又は確約に反することが疑われるとき
  - (5) その他当社が不相当と判断したとき  
(認定利用者による利用)

**第6条** 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾したときは、認定利用者により本サービスを利用させることができます。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負います。

(変更通知)

**第7条** 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知します。

- 2 当社は、契約者が前項の通知を怠ったために当社から契約者への通知が契約者に到達せず又は遅延したことにより契約者に生じた損害につ

いて一切責任を負いません。

(利用期間)

**第8条** 本サービスの利用期間は、利用契約に定めず。ただし、当社所定の方法により期間満了の60日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

- 2 当社は、本サービスの利用期間満了の60日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができます。

(最短利用期間)

**第9条** 本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月とします。

- 2 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行うときは、第11条(契約者による利用契約の中途解約)に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

(利用契約の終了)

**第10条** 利用契約は、次のいずれかのときに終了します。

- (1) 利用期間が満了したとき(第8条第1項ただし書に従い利用期間が更新されたときを除く)
- (2) 第11条第1項又は第23条第2項に従い利用契約が中途解約されたとき
- (3) 第12条第1項に従い利用契約が解除されたとき
- (4) 第23条第2項に従い本サービスが終了されたとき

(契約者による利用契約の中途解約)

**第11条** 契約者は、解約希望日の60日前までに当社所定の方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができます。なお、解約希望日の記載のないとき又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が60日未満のときは、解約希望通知が当社に到達した日より60日後を契約者の解約希望日とみなします。

2 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金及びこれにかかる消費税等（以下「**利用料金等**」という。）又は遅延利息があるときには、直ちにこれを支払うものとします。

（利用契約の解除）

**第12条** 当社は、契約者が次の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合において、契約者に催告したにもかかわらず相当の期間内に当該事由が解消されないときは、契約者に通知することにより利用契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 利用申込書若しくは利用変更申込書又は契約者による変更通知等に虚偽、誤記又は記入もれがあったことが判明したとき
- (2) 支払期日を経過しても利用料金等を支払わないとき
- (3) 利用契約等に違反したとき
- (4) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた

2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 利用契約の成立後に第5条第3項各号に掲げる事由その他当社が利用契約の申込みを承諾すべきでない事由があったことが判明したとき
- (2) 利用契約等に違反したことにより又は契約者の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えたとき
- (3) 利用契約等に違反したことにより当社の業務の遂行に支障をきたすとき

3 当社及び契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- (2) 支払停止又は支払不能となったとき
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更

生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じたとき

- (6) 解散、減資、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をしたとき
- (7) 相手方に対する通知が到達しなかったとき  
その他相手方の所在地が判明しなくなったとき
- (8) 前各号のほか相手方の信用状態が悪化し又はそのおそれがあると認められるとき
- (9) 第41条の表明に反する事実があり又は確約に反するとき

4 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて第1項に定める場合に該当し又は前二項各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当社は、当該契約者が締結している他のすべての利用契約も解除することができます。また契約者が当社の他のサービスの提供を受けている場合において、当該サービスの利用契約の解除事由が発生したときは、当社は、本サービスの利用契約も解除することができます。

5 契約者は、前四項による利用契約の解除があった時点において未払の利用料金等又は遅延利息があるときには、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

（契約終了後の処理）

**第13条** 契約者は、利用契約が終了したときは、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去します。

2 当社は、利用契約が終了したときは、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去します。

### 第3章 利用料金

（本サービスの利用料金等）

**第14条** 本サービスの利用料金等は、別途提示する料金表に定めるとおりとします。

(利用料金の支払義務)

**第15条** 契約者は、利用期間について、前項の料金表に定める利用料金等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しないときは、当社は、第22条（契約者事由による提供停止）第1項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができます。

2 第21条（一時的な中断）に定める本サービスの提供の中断、第22条（契約者事由による提供停止）に定める本サービスの提供の停止その他の事由により利用期間中に本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、本規約に別段の定めがあるときを除き、利用期間中の利用料金等の支払を要します。

(利用料金の支払方法)

**第16条** 契約者は、本サービスの利用料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(1) 請求書により決済するときは、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社又は当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

(2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

2 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐる紛争が発生したときは、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

(遅延利息)

**第17条** 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しないときは、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

## 第4章 本サービス

(本サービスの内容)

**第18条** 当社が一般的に提供する本サービスの内容は、別紙Aに定めるとおりとします。

2 契約者は次に掲げる事項を了承のうえ、本サービスを利用します。

(1) 第36条(免責)第1項各号の事由を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じることがあること

(2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

(3) 本サービスが算出する笑顔度は、あくまで当社が定めるアルゴリズムに基づくものであること

3 次に掲げる事項については、利用申込書において、明示的に追加されているときを除き、契約者へ提供されません。

(1) 契約者設備に関する障害対応等

(2) 外部記録媒体、用紙等の消耗品の供給

(3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ

4 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービス（本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたソフトウェアを含む。）に関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(本サービスの提供区域)

**第19条** 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定めるときを除き、日本国内に限定されます。

(導入支援)

**第20条** 別紙Aに定める導入支援サービスは、利用申込書において明示的に追加されているときを除き、契約者へ提供されません。

(一時的な中断)

**第21条** 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができます。

(1) 本サービス用設備等の故障により保守を行うとき

(2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ないとき

(3) 電気通信事業法第8条に規定するとき

(4) 第36条（免責）第1項各号に掲げる事由のいずれかにより本サービスを提供できないとき

- (5) 本サービス用設備等の定期点検を行うとき
- 2 前項の定めにより本サービスの全部又は一部の提供が中断されたときも、契約者は、利用期間中の利用料金等を支払う義務を負います。また当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスの全部又は一部の提供が中断されたことにより契約者等又はその他の第三者に生じた損害について一切責任を負いません。

（契約者事由による提供停止）

**第22条** 当社は、当社は、契約者が第12条（利用契約の解除）第1項各号、同条第2項各号及び同条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができます。

- 2 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項に定める場合に該当したときは、当社は、当該契約者が締結している他のすべての利用契約に基づく本サービスの提供も停止することができます。また契約者が当社の他のサービスの提供を受けている場合において、当該サービスの利用契約の提供停止事由が発生したときは、当社は、本サービスの提供も停止することができます。

- 3 前二項の定めにより本サービスの全部又は一部の提供が停止されたときも、契約者は、利用期間中の利用料金等を支払う義務を負います。また当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスの全部又は一部の提供が停止されたことにより契約者等又はその他の第三者に生じた損害について一切責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

（本サービスの変更又は終了）

**第23条** 当社は、本サービスの全部又は一部を変更することができます。この場合、軽微な変更を除き、変更の内容及び適用開始日を契約者に適切な方法によって事前に周知し又は通知します。

- 2 当社は、本サービスの全部又は一部を終了し、終了日をもって利用契約の全部又は一部を中途

解約することができます。この場合、終了日を契約者に適切な方法によって事前に周知し又は通知します。

- 3 前項に基づき本サービスの全部又は一部を終了するときは、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、終了する本サービスについて提供しない月数（1か月未満は切捨て）に対応する額を月割計算にて契約者に返還します。

- 4 当社は、本サービスの全部又は一部が変更又は終了されたことにより契約者等又はその他の第三者に生じた損害について一切責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

（再委託）

**第24条** 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」という。）の選任及び監督に相当の注意を払うとともに、第37条（秘密情報の取扱い）及び第38条（個人情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を再委託先に負わせます。

## 第5章 契約者の義務及び責任

（自己責任の原則）

**第25条** 契約者は、本サービスの利用に伴い自己の責めに帰すべき事由により第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えたとき又は第三者からクレーム等の請求がなされたときは、自己の責任と費用をもって処理、解決します。契約者が本サービスの利用に伴い第三者の行為により損害を被ったとき又は第三者に対してクレーム等の請求を行うときも同様とします。

- 2 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負いません。

- 3 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えたときは、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(利用責任者)

**第26条** 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定め、第5条(利用契約の成立及び変更等)の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行います。

2 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じたときは、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知します。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

**第27条** 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持します。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、契約者設備をインターネットに接続します。

3 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合があるときは、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負いません。

4 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断したときは、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(ユーザID及びパスワード)

**第28条** 契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示するときを除き、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含む)します。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、すべて契約者による利用とみなします。

2 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて本サービスを利用したときは、当該行為は契約者の行為とみなされ、契約者は、かかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担します。また、契約者は、当該行為により当社が損害を被ったときは、当該損害を

補填します。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(バックアップ)

**第29条** 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存します。当社は本サービス用設備等の障害によるかかるデータ等の欠損について責任を負いません。

(禁止事項)

**第30条** 契約者は本サービスの利用に関して、次に掲げる行為を行ってはなりません。

(1) 当社又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報、ブランド、リンク、警告等を改ざん又は消去する行為

(3) 認定利用者以外の第三者に本サービスを利用させる行為

(4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為

(5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

(7) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(8) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知ったとき又は該当する行為がなされるおそれがあると判断したときは、直ちに当社に通知します。

3 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知ったときは、第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができます。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する(契約者の利用とみなされ

るときも含む。) 情報 (データ、コンテンツを含む。) を監視する義務を負うものではありません。  
(認定利用者の遵守事項等)

**第31条** 第6条 (認定利用者による利用) の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾したときは、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者によつてこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾したうへ、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、本規約のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者には適用できないものを除きます。
- (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了したときは、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
- (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
- (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めるときには、契約者が当社に対して必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は再委託先に対して再委託のために必要な範囲で契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は本規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負います。
- (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達します。

3 契約者は、認定利用者による本サービスを利用させるときは、あらかじめ認定利用者に対し第41条各号に掲げる事項を表明し、かつ将来にわたつても確約させ、かつ、認定利用者について当該事項を当社に対し表明し、かつ将来にわたつても確約します。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

**第32条** 第6条 (認定利用者による利用) の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反したときは、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から相当の期間内に、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- (2) 当社と契約者間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者による本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

## 第6章 当社の義務及び責任

(善管注意義務)

**第33条** 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供します。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りではありません。

(本サービス用設備等の障害等)

**第34条** 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知します。

2 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。

3 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示します。

4 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうへでそれを実施します。

(損害賠償の制限)

**第35条** 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが原因で契約者に現実に発生した通

常の損害に限定され、かつ、損害賠償の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要なときには契約者が第34条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えます。なお、当社の責めに帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負いません。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が12ヶ月以上の場合 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
  - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合 当該期間（1月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
  - (3) 前各号に該当しない場合 当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額
- 2 本サービス又は利用契約等に関して当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合、当社は、前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

（免責）

**第36条** 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、次に掲げる事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備ま

でのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
  - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
  - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
  - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
  - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
  - (9) 当社が本サービスを提供するために電気通信回線を借り受ける電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (10) 当社が本サービスを提供するために第三者から提供を受けるクラウドサービス、ASPサービスその他のサービス及び第三者から提供を受けるコンテンツに起因して発生した損害
  - (11) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）の規定、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定に基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
  - (12) 当社の責めに帰すことができない事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
  - (13) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がないとき
  - (14) その他当社の責めに帰すことができない事由
- 2 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等



について一切責任を負いません。

## 第7章 秘密情報等の取扱い

(秘密情報の取扱い)

**第37条** 契約者及び当社は、本サービス遂行のために相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏えいしません。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けたとき及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができます。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができないときは開示後すみやかにこれを行います。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講じます。

4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」という。）を複製又は改変（以下本項において併せて「複製等」という。）することができます。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱います。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要なときは、あらかじめ相手方から書面

による承諾を受けるものとします。

5 前各項の定めに関わらず、当社が必要と認めるときには、再委託先に対して再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく、秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されているときはこれを完全に消去します。

7 本条の定めは、本サービス終了後、3年間有効に存続します。

(個人情報の取扱い)

**第38条** 契約者及び当社は、本サービスにおいて取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報」をいいます。以下同じとします。）に関して個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守します。

2 当社は、本サービスの提供の過程で契約者等から提供を受け又は知り得た契約者等の役員及び従業員等の個人情報を当社所定の本サービスのプライバシーポリシーに従い取り扱います。本規約の定めと当該プライバシーポリシーの間に内容の相違があるときは、当該プライバシーポリシーの内容が優先して適用されます。

3 当社は、契約者等の役員及び従業員がユーザーID及びパスワードを用いて初めて本サービスを利用するときに前項のプライバシーポリシーを表示し、当該役員及び従業員の同意を求めます。同意しなかった役員又は従業員については、契約者等が本サービスを利用することはできません。役員及び従業員の同意は、契約者等の責任において取得してください。なお、当該プライバシーポリシーが変更され、契約者等の役員及び従業員の同意を要するときも同様とします。

4 契約者等は、個人情報の保護に関する法律に従い、本サービスの利用によって取得する自己の役員及び従業員等の個人情報について、その利用目的をできるだけ特定し、特定された利用目的の達成に必要な範囲において個人情報を利用するものとし、あらかじめその利用目的を公

表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、当該役員及び従業員等に通知し、又は公表するものとします。

5 本条の定めは、利用契約の終了後も有効に存続します。

#### 第8章 その他（一般条項）

（通知）

**第39条** 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の定めに基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行うときには、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じます。

（権利義務譲渡の禁止）

**第40条** 契約者及び当社は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはなりません。ただし、当社は、次に掲げるときは、契約者の承諾を要しないものとします。

(1) 利用料金その他の金銭債権を第三者に譲渡するとき

(2) 合併その他の事業の承継に伴って譲渡するとき

（反社会的勢力の排除）

**第41条** 契約者及び当社は、利用契約の締結又は変更の申込み又は承諾にあたり、次に掲げる事項を表明し、かつ将来にわたっても確約します。

(1) 自らとその役員及び主な株主が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（本条において以下「反社会的勢力」という。）ではなく過去にも反社会的勢力でなかったこと

(2) 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと

(3) 自らとその役員及び主な株主が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと

(4) 自ら又は第三者を利用して相手方に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、偽計又は威力を用いて相手方の名誉や信用を毀損し若しくは相手方の業務を妨害し、又は不当な要求をするなどの行為をしないこと

（分離可能性）

**第42条** 利用契約等のいずれかの部分が無効又は執行不能とされたときも、かかる無効又は執行不能の部分を除く利用契約等の残りの部分は継続して完全に効力を有し、かかる無効又は執行不能の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めを無効又は執行不能の部分と置き換えます。

（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

**第43条** 本規約は、日本法に準拠しこれに従い解釈されます。

2 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

（協議等）

**第44条** 利用契約等に定めのない事項及び定められた事項について疑義が生じたときは両者誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

以上

2020年4月1日制定

## 別紙 A (第18条及び第20条関係)

### 1. 本サービスの内容

本サービスの内容は以下のとおりとし、詳細は当社が契約者に提供する取扱説明書によるものとします。

#### クラウド対応型笑顔センシングサービス

タブレットに搭載するカメラを用いて取得した表情から笑顔度を算出し、ユーザーに客観的笑顔評価をフィードバックし、レポートを返すサービス。笑顔度算出を iOS 端末で行い、笑顔度算出結果をクラウドサーバに転送する。クラウドサーバにてレポート向けの集計を行い、レポートの表示は Web を通して行う。

### 2. 導入支援サービス (オプション)

当社が導入支援サービスを提供する場合、利用契約において以下の内容を定めるものとします。

#### (1) 運用・操作指導 (トレーニング) の内容

- ① 運用・操作指導 (トレーニング) の内容
- ② 対象者: 法人管理者、店舗管理者
- ③ 期間: 1 日単位
- ④ 場所: 別途協議による

#### (2) 初期設定 (店舗登録、ユーザ登録など) の内容と範囲

### 3. サポートサービス

サポートサービスの内容は以下のとおりとします。

#### (1) 内容と種類

- ① 本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言
- ② 契約者設備の利用方法に関する質問への回答及び助言
- ③ 契約者設備の障害部位の切り分け、障害復旧に関する質問への回答及び助言
- ④ 提供可能になった場合の、本サービス用設備におけるソフトウェアの更新版の提供

#### (2) サービス窓口 (連絡先)

利用契約において、電子メールアドレス等の連絡先を定めるものとします。

#### (3) サービス時間

サービス時間: 月曜日から金曜日 (祝日および弊社休日を除く)、9 時から 17 時 30 分まで

### 4. 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

No.	項目	概要
1	推奨モバイル端末	iPad 9.7 インチ、10.2 インチ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ iOS 13.2.3 以上</li> <li>・ safari 推奨</li> <li>・ 3G/LTE or Wi-Fi+インターネット</li> </ul>
2	推奨 PC 端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Google Chrome バージョン: 78.0.3904.108 以上が正常に稼動する PC</li> <li>※Windows10 での利用を推奨</li> <li>・ インターネットへ接続できるネットワーク環境</li> <li>・ PC 解像度: 1920×1080</li> </ul>

## 5. セキュリティ

当社は本サービス用設備等に関し、以下の措置を講じるものとします。

- (1) インターネットを経由する通信は、TLS により通信を暗号化
- (2) ジェイサート発行のサーバ証明書利用
- (3) AWS が標準で提供する DoS 対策を利用
- (4) さらに、AWS WAF (アプリケーションファイアウォール) を利用
- (5) 年 1 回脆弱性診断(サーバと iOS)を実施し、脆弱性ありの指摘を受けたものへの対応を実施
- (6) データセンターのセキュリティ確保

データセンターのセキュリティ確保施策は AWS データセンタセキュリティレベルに準ずる。

以下抜粋。

- ① 物理的に離れたデータセンター群、洪水を考慮し、地盤が安定している場所に設
  - ② 入りロゲートには警備員を配置し、監視カメラで警備員と訪問者を監視する監督者も配置
  - ③ 水道、電気、通信、インターネット接続は、冗長性を持つよう設計されており、緊急時に中断しないように構築サーバーームへのアクセスポイントは、多要素認証を義務付ける電子制御デバイスで厳重に保護
  - ④ 複数のアベイラビリティゾーン(※)による高可用性を実現
  - ⑤ 自動火災検出システムおよび鎮火システム、漏水検出システムを設置
  - ⑥ 承認されたユーザーによる、アクセス申請の確認と承認をしつつ、脅威検知システムと電子的な侵入検知システムで監視
- (※)アベイラビリティゾーン (AZ) とは、1 つの AWS リージョン内でそれぞれ切り離され、冗長的な電力源、ネットワーク、そして接続機能を備えている
- (7) ウィルス対策
- AWS マネージサービスによるサーバレスアーキテクチャに基づいたシステムのため、AWS 責任共有モデルに基づき AWS が責任を負う。

## 7. データ管理

データの保存期間は以下とします。

対象データ	保存期間	備考
笑顔度計測データ	5年間	

以上